

健康生きがいきづくり品川協議会（略称：健生しながわ）規約

第1条（名称）

当会は、健康生きがいきづくり品川協議会と称する。

第2条（所在地）

当会は、東京都品川区に事務局を置く。

第3条（目的）

当会は、健康と生きがいきづくり活動を通じて会員相互の啓発、親睦をはかり、社会貢献に寄与することを目的とする。

第4条（活動）

当会は、個々の自己実現をサポートし、諸団体と協働し、周辺地域への啓発に努め、明るく元気で暮せる地域社会の実現に寄与する活動計画を作成し、これを行う。

この会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)健康生きがいきづくりの人材能力発見・開発、相談・助言を含む啓発活動
- (2)関係団体等との連携協調に関わる機会・情報の提供活動
- (3)アドバイザー個人並びに仲間づくり、活動の支援活動
- (4)ニーズの調査・発掘及び研究活動
- (5)会員相互の資質の向上と交流活動
- (6)その他目的達成のため必要な活動

第5条（正会員）

正会員は（財）健康・生きがい開発財団の健康生きがいきづくりアドバイザー養成講座を履修し、当会の目的に賛同し学習の成果を具現すべく、入会届を提出し、役員会の承認を得た個人とする。

2. 当会の目的に賛同し、活動をするサポーター会員も同様入会手続きをする。

第6条（退会）

会員は退会届を提出し任意に退会できる。

第7条（会費）

会員は別に定める会費を納入しなければならない。1年間未納の場合は退会とする。退会の場合、これを返還しない。

第8条（理事・理事会）

当会は、正会員より次の理事を選出し会の運営、活動にあたる。理事会は、必要に応じて会長が招集する。理事の任期は2年とし、総会において選出する。

- | | |
|----|------|
| 会長 | 1名 |
| 理事 | 2名以上 |
| 監事 | 1名 |

第9条（総会）

総会は会長が招集する。通常総会を毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催し、必要により臨時総会を開催することができる。

定足数：正会員総数の2分の1以上の出席。但し、委任状を含む。

決議：出席した正会員の過半数をもって決する。

第10条（会計）

会計は、事業年度における収支・財産の状況を帳簿に記載し、総会において報告を行う。

第11条（事業年度）

当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

- 附則
1. 第7条に定める会費は、正会員が年間1000円、サポーター会員は同500円とする。
 2. 本規約は、平成23年4月12日より施行する。

経過 改正 平成24年12月11日 一部変更